

令和4年度「箕輪町地域防災計画」の主な修正・追記事項（新旧対照表）

【風水害対策編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	10	第1章 総則 第3節 第2 3 指定地方行政機関	関東地方測量部 <u>ウ 地殻変動の監視に関すること。</u>	追記	県の地域防災計画に合わせ修正
	11	7 指定公共機関	電気通信事業者 <u>楽天モバイル(株)</u>	追記	事業者の追加
	12	8 指定地方公共機関	民間放送事業者 <u>長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、(株)Goolight)</u>	FM長野放送、須高ケーブルテレビ	
	27	第2章 災害予防計画 第1節 第3 1 風水害に強い町土… (2) 実施計画 ア 町が実施する計画 (イ)	C 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、 <u>山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。</u> <u>また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。</u>	修正	
28	2 風水害に強いまち… (2) 実施計画 ア 町が実施する計画 (7) 風水害に強い…	a…評価について検討するものとする。 <u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u> 前述 また、 <u>これらの評価を設定するよう努めるものとする。</u>	前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。		

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	29	ア 町が実施する計画 (7) 風水害に強い…	<u>h 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u>	新設 h→i i→j	県の地域防災計画に合わせ修正
	31	同上	<u>i 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて、強靱で安全性、信頼性の高い道路網… …制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組を連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u>	削除及び追記	
	33	(イ) 災害応急対策等への備え	<u>J (n) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進。 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進。</u>	地すべり危険箇所… 山地治山、防災林造成、地すべり防止…の周知等 流木災害が発生するおそれのある森林については、 流木捕捉式、治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進。	
	33	(イ) 災害応急対策等への備え	<u>g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うと共に、平時から訓練や研修等を実</u>	新設 g→h h→i i→j	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害			<u>施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>		県の地域防災計画に合わせ修正
	35	イ 関係機関が実施する計画 (ウ) 災害応急対策等への備え	<u>g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うと共に、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>	新設 g→h	
	45	第4節 活動体制計画 第3-3 防災中枢機能等の確保、充実	(1) 現状及び課題 …また、 <u>再生可能エネルギー等の代替エネルギー</u> …	追記	
	55	第6節 第3 2 医療用資機材等…	(1) 現状と課題 県下 <u>2</u> 箇所の血液センター…	県下3箇所	
	57	4 災害拠点病院… (2) 実施計画 イ	(ウ) …災害時小児周産期リエゾンの <u>確保</u> に努め…	追記	
	68	第7節 第3 3 水防計画 (2)	ア 町が実施する計画 (ス) …上記に加えて次の <u>(セ)～(ツ)の事項</u> を実施する。	追記	
	88	第11節 第3 1 避難計画の策定 (2) 実施計画 ア 県及び町が実施する計画	(カ) <u>地域振興局県及び町は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚、知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</u>	新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	88	(2) 実施計画 ア 県及び町が実施する計画	(キ) 保健所 (<u>長野健康観察センター</u>) は、 <u>陽性判定時又は、自宅療養等</u> … (ク) …自宅療養者等の避難先として、 <u>避難所と専用スペース等(自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一の建物の場合では、他の避難所と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。)</u> の確保に努めるものとする。 <u>また、県は、保健所は、事前に風水害など</u> …	住しているか確認を行うよう努めるものとする。 追記 追記及び修正	
	90	イ 町が実施する計画 (イ) 避難計画の作成	h (b) 災害時における広報 …やむを得ないときは屋内 <u>緊急</u> 安全確保等安全措置を取る <u>講ず</u> べき…	修正	
	92	2 避難所等の確保 (2) 実施計画 ア 町が実施する計画	(イ) …困難な障がい者、 <u>医療的ケアを必要とする者</u> 等の… 努めるものとする。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>	追記	
	93	同上	(ウ) …努めるものとする。 <u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備等の整備に努めるものとする。</u>	追記	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	94	2 避難所等の確保 (2) 実施計画	(フ) <u>(令和4年3月改定)</u>	(令和2年7月改定)	時点の修正
	95	7 町が実施する計画	(ヌ) …専門家、 <u>NPO・ボランティア</u> 等との…	追記	
	99~100	指定避難所	2次避難所 <u>18箇所</u> <u>箕輪町防災交流施設</u>	17箇所 新設	避難施設の新築
	131	第21節 第3 7 警察無線通信施設 (2) 実施計画 7 警察本部が実施…	(イ) …テレビシステムの活用を進める <u>効果的な運用を推進する。</u> (ウ) …衛星通信固定局 <u>設備</u> の整備を行う。	修正 語句の修正	
	166	第32節 第3 3 学校における防災教育の推進 5 災害教育の伝承	(2) 実施計画 <u>イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u> …公開に努めるものとする。また、 <u>国土地理院と連携して、事前災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。</u>	新設 イ→ウ ウ→エ 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	
	173	第35節 第1 基本方針	災害発生時に、…	訂正	
	179	第37節 第3 2 災害ボランティア活	(2) 実施計画 イ …平常時の登録、 <u>ボランティア活動や避難所運営</u>	追記	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	190	<p>動の環境整備</p> <p>第3章 災害応急対策 計画 第1節 第3 2 住民等の避難誘導 (2) 実施計画</p>	<p><u>等に関する</u>研修や訓練の制度…</p> <p>7 町が実施する計画</p> <p>(オ)→(エ) (カ)→(オ) (キ)→(カ) (ク)→(キ) (ケ)→(ケ) (コ)→(ケ) (サ)→(コ) (シ)→(サ) (ス)→(シ) (セ)→(ス)</p>	<p>(エ)災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。</p>	
	192	<p>第4 警報等の種類 1 気象業務法に基づく</p>	<p>(1) 特別警報 …時間ごとに明示して<u>示され</u>、市町村ごと…</p>		
	193	<p>特別警報・警報・注意報の種類と概要</p>	<p>大雨特別警報 …著しく大きい<u>と予想された</u>とき 大雪特別警報 …著しく大きい<u>と予想された</u>とき 暴風特別警報 …著しく大きい<u>と予想された</u>とき 暴風雪特別警報 …著しく大きい<u>と予想された</u>とき 洪水警報 …河川の増水により大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害…</p>	<p>追記</p> <p>削除</p>	<p>気象庁による修正</p>
	195	<p>同上</p>	<p>(2) 雨を要因とする特別警報の指標</p> <p><u>7 大雨特別警報(侵水害)</u> <u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の(ア)又は(イ)を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間に概ね 30 mm以上の雨)がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(侵水害)を発表。</u></p>	<p>以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続けると予想される大雨警報(侵水害)の危険度分布(浸水キキクル)又は洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)で、5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等</p>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	195	第4 警報等の種類 1 気象業務法	(7) <u>表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30 個以上まとまって出現。</u> (4) <u>流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20 個以上まとまって出現。</u> <u>イ 大雨特別警報(土砂災害)</u> …10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1 時間に概ね30 mm以上の雨)がさらに降り続く…	に大雨特別警報を発表する。 ア及びイに記載の内容は全削除	
	196		(4)→(3) (5)→(4)	(3) 雨に関する各市町村の50 年に一度の値(令和3 年3 月25 日現在)以下 注1、注2、注3、注4、注5のすべてを削除	
	197	警報・注意報発表基準一覧表	<u>令和4 年5 月26 日現在</u>	令和3 年6 月8 日現在	時点の修正
	200	2 水防法に基づく警報 (1) 天竜川上流洪水予報	洪水警報 氾濫危険情報 …継続しているとき、または水位が急激に上昇し3 時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。	追記	
	202	3 その他の情報 (1) 大雨警報・洪水…	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル) …危険度の高まりの予測を、地図上で…	追記	
	202	同上	流域雨量指数の予測値 水位周知河川及びその他の河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって…	削除	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	202	(2) 早期注意情報(警報級の可能性)	<u>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u>	警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性は高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。	
	203	(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報	<u>…気象情報で発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている時には、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u>	追記	
	204	(6) 竜巻注意情報	<u>…気象情報になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)で発表される。…ナウキャストで発表される確認することができる。</u> <u>…ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</u>	…注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等… …県内の「北部・中部・南部」単位で発表される 追記	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	208	第3章 第2節 第2 3 被害状況等の調査と 調査責任機関	…収集に努めるものとする。 <u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u>	追記	
	214	別記 災害情報収集連 絡系統	(2) 人的及び住家の被害状況報告 上伊那地域振興局総務 <u>管理(・環境)課</u>	上伊那地域振興局総務 管理課	組織改編による修正
	215		(3) 社会福祉施設被害状況報告 上伊那地域振興局総務 <u>管理(・環境)課</u>	上伊那地域振興局総務 管理課	
			(4) 農業関係被害状況報告 上伊那地域振興局総務 <u>管理(・環境)課</u> 上伊那地域振興局 <u>農地整備課</u> 県農地整備課・ <u>県生活排水課</u>	上伊那地域振興局総務 管理課 上伊那地域振興局環境課	
			(5) 林業関係被害状況報告 上伊那地域振興局総務 <u>管理(・環境)課</u>	上伊那地域振興局総務 管理課	
			(6) 土木関係被害状況報告 7 上伊那地域振興局総務 <u>管理(・環境)課</u> 7 <u>国土地理院関東地方測量部</u> 1 伊那建設事務所・ <u>砂防事務所</u> ウ 関係機関 → <u>自衛隊</u>	上伊那地域振興局総務 管理課 国土交通省 関係機関	
	216		(7) 都市施設被害状況報告 上伊那地域振興局総務 <u>管理(・環境)課</u> <u>県都市まちづくり課</u>	上伊那地域振興局総務 管理課	
	217		(8) 水道設備被害状況報告	上伊那地域振興局総務	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害		別記 災害情報収集連絡系統	上伊那地域振興局総務管理(・環境)課 県水大気環境課	管理課 県大気汚染環境課	
	218	同上	(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 上伊那地域振興局総務管理(・環境)課 県資源循環推進課・県生活排水課 自衛隊偵察班	上伊那地域振興局総務 管理課 県環境部関係各課	
	218		(10) 感染症関係報告 上伊那地域振興局総務管理(・環境)課 感染症対策課	上伊那地域振興局総務 管理課	
	219		(11) 医療施設関係被害状況報告 上伊那地域振興局総務管理(・環境)課 伊那保健福祉事務所総務課	上伊那地域振興局総務 管理課	
			(12) 商工関係被害状況報告 上伊那地域振興局総務管理(・環境)課 厚生労働省・経済産業省	上伊那地域振興局総務 管理課	
			(13) 観光施設被害状況報告 上伊那地域振興局総務管理(・環境)課 県山岳高原観光課	上伊那地域振興局総務 管理課 県観光部関係各課	
			(14) 教育関係被害状況報告 上伊那地域振興局総務管理(・環境)課 県財産活用課	上伊那地域振興局総務 管理課 県管財課	
			(15) 町有財産の被害状況報告	上伊那地域振興局総務	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害		別記 災害情報収集連絡系統	上伊那地域振興局総務管理(・環境)課	管理課	
			(16) 公益事業関係被害状況報告 上伊那地域振興局総務管理(・環境)課	上伊那地域振興局総務管理課	
			(17) 火災即報 上伊那地域振興局総務管理(・環境)課 県消防課 (災害対策本部室)	上伊那地域振興局総務管理課	
	220	同上	(19) 警察調査被害状況報告 上伊那地域振興局総務管理(・環境)課 自衛隊偵察班	上伊那地域振興局総務管理課	
	233	第3章 第5節 第3 2 県警ヘリコプター	危機管理部 (消防課・危機管理防災課) 警察本部 (警備第二課) → (地域課)	追記及び削除	
	234	3 広域航空消防応援等 ヘリコプター (2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画	7 群馬県→横浜市 4 栃木県⇄茨城県 千葉市 川崎市→横浜市 石川県→川崎市 福井県→石川県 静岡県→福井県	群馬県 千葉県 愛知県	
234	4 自衛隊ヘリコプター	自衛隊第13隊普通科連隊長 自衛隊連絡班 通知(知事への要請要求ができない場合) 連絡調整	警察本部長、伊那警察署長、交番・駐在所を削除 報告、連絡、要請		
235	6 ドクターヘリ	健康福祉部 (医療政策課)	(医療推進課)		

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	238	第6節 自衛隊災害派遣活動 第3 活動の内容 1 派遣要請 (2) 実施計画 7 町が実施する計画	(イ) 派遣要請系統 <u>通知(知事への要請要求ができない場合)</u> <u>要請 連絡班が県庁に派遣されている場合 連絡調整</u> (ウ) 派遣の要請 a 上伊那振興局長若しくは伊那警察署長に派遣… c 上伊那振興局長若しくは伊那警察署長を通じ…	警察本部長、伊那警察署長、交番・駐在所を削除 削除	
	273	第12節 避難受入及び情報提供活動 第3 1 高齢者等の… (3) 実施計画 7 実施機関	(ウ)…また、県は時機を失することなく… …助言するものとする。 <u>さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。</u>	追記	
	274	ウ 避難指示… (7) 町長の行う措置	a 避難指示 (a) …避難を要すると判断された場合 <u>る地域</u> (d) <u>国または長野県と長野地方気象台県・気象台が</u>	削除及び追記	
	277	(イ) 伊那警察署長が行う措置	a 指示 (c) …必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 居住者… …立ち退き <u>又は緊急安全確保措置</u> を指示する。	追記	
	283	4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画	7 町が実施する対策 (ハ) f 避難所運営について専門性を有した <u>NPO等の外部支援者</u>	追記	
284		(サ)…感染症対策のため、 <u>受付時の確認</u> 、避難者の健康管理… …努めるものとする。 <u>また、自宅療</u>	追記		

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害			<u>養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u>		
	288	地区別避難予定場所	<u>箕輪町防災交流施設</u>	新設	避難所の新築
	297	第14節 第3 (2) 実施計画 7 町が実施する計画	<u>(イ) 避難所における食物アレルギーを有するニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>	新設	
	308	第17節 保健衛生… 第2 主な活動 1	…危害防止の処置を講じる。 <u>さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。</u>	追記	
	337	第26節 第3 2 電気通信施設の応急活動	(2) 実施計画 7 日本電信電話(株)、及び株式会社NTTドコモ、KDD I(株)、 <u>ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)</u> が実施…	追記	事業者の追加
	339	4 警察通信施設の応急活動	(2) 実施計画 7 警察本部が実施する対策 (オ)…応急通信機器対策車の… (カ) 応急用の資機材の支援要請 (ク) 本部代替施設の開設	町が警察本部に要請する 計画 訂正 新設	
	384	第4章 災害復旧計画 第1節 活動の内容 2 支援体制 (4) 実施計画	7 町が実施する計画 …ものとする。 <u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u>	追記	

【震災対策編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	12	第2章 災害予防計画 第1節 3 (2) 実施計画	ア 地震に強い都市構造の形成 (7)… <u>国が促進する一般送配電線事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、…</u>	追記	国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正
	14		カ 災害応急対策等への備え (カ) <u>他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した災害行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>	新設 (カ)→(キ) (キ)→(ク) (ク)→(ケ)	
	16	【関係機関が実施する計画】	カ 災害応急対策等への備え (カ) <u>他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した災害行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>	新設 (カ)→(キ)	
	18	第2節 3 通信手段の	イ … <u>公共安全LTE(PS-LTE)等の移動系…</u>	追記	
	22	第3節 第3 3 防災中枢機能等確保	(1)現状及び課題 …設備について <u>再生可能エネルギー等の…</u>	追記	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	25	第5節 第3 2 医療用資機材等整備	(1) 現状及び課題 …血液については、県下2箇所の血液センター…	県下3箇所の	県の地域防災計画に合わせて修正
	26	4 災害拠点病院 (2) 実施計画	イ 関係機関が実施する計画 (ウ) 災害時小児周産期リエゾンの確保に努め…	追記	
	33	第10節 避難の受入活動計画 第3 1 避難計画の策定 (2) 実施計画 7 県及び町が実施する計画	(イ) <u>県及び町は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</u> (ウ) 保健所(長野県健康観察センター)は、 <u>陽性判定時又は、自宅療養開始時に…</u> (エ) …自宅療養等の避難先として、 <u>避難所の専用スペース等(自宅療養者のための避難所で一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難所と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。)</u> の確保に努め… …また保健所県は、事前に風水害などが予想…	地域振興局及び町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。 追記 追記及び削除	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考	
震災	35	第10節 第3 2 避難所等の確保 (2) 実施計画 7 町が実施する計画	(イ) 町は、指定避難所内の… …困難な障がい者、 <u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者の…</u> …努めるものとする。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>	削除及び追記	県の地域防災計画に合わせて修正	
	36		(ウ) …空調、洋式トイレなど災害時要援護者にも配慮した避難の実施… …設備の整備に努め、 <u>要配慮者にも配慮するものとする。</u> <u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u>	削除及び追記		
	38		(エ) …専門家、 <u>NPO、ボランティア</u> 等との…	追記		
	42～43	資料 指定避難所	2次避難所 <u>18箇所</u> <u>箕輪町防災交流施設</u>	2次避難所 17箇所 新設		避難所の新築
	51	第20節 第3 5 電気通信施設災害 (2) 実施計画	イ【東日本電信電話株式会社、(株)NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u> が実施する計画】	追記		事業者の追加
54	7 警察無線通信施設 (1) 現状及び課題	…無線多重回線については、 <u>2ルート化及びグループ化の構成となり</u> 、信頼性の向上を図って… … <u>平成27年度から4か年にわたってヘリコプター</u> …強化を <u>図っている</u> 。 … <u>災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図</u>	平成5年度に2ルート化の工事を完了し、 平成8年度には強化を行っている。 また、衛星通信固定局の整備を			

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	78	第31節 第3 3 学校における防災教育の推進	<p><u>るため、衛星通信設備の整備を行う。</u></p> <p>(2) 実施計画 <u>イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>行い、災害に強い情報収集と同報性の確保を図っている。</p> <p>新設 イ → ウ ウ → エ</p>	県の地域防災計画に合わせて修正
89	第3章 災害応急対策 計画 第1節 第2 活動の内容 3 被害状況等の調査と調査機関	<p>(1) 被害状況等の調査 …収集に努めるものとする。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>	<p>追記</p>		
94	5 災害情報の収集・連絡系統 (3) 連絡の実施事項の概要 イ 地震情報	<p>(イ) 震度速報 震度3以上を<u>観測した場合に発表する</u>情報。 …地震の揺れの<u>検知時刻を速報</u>。</p> <p>(ウ) 地震情報(震源に関する情報) 震度3以上を<u>観測した場合に発表する情報。ただし津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない</u> …「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を<u>付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u></p> <p>(エ) 地震情報(震源・震度に関する情報) 震度3以上を観測、津波警報・注意報発表<u>または、</u></p>	<p>震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報 …地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。</p> <p>震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。 地震の震源要素(発声時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名とともに「津波の心配なし」または…</p> <p>震度3以上を観測した場合、津波情報・注意報を発表した場</p>		

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	94	5 災害情報の収集・連絡系統 (3) 連絡の実施事項 イ 地震情報	<p>若干の海面変動が予想される緊急地震速報(警報)を<u>発表のいずれかに該当する場合に発表される。</u> <u>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u></p> <p>(オ) 地震情報(その他の情報) <u>…地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報等を発表。</u></p> <p>(カ) 地震情報(各地の震度に関する情報) <u>震度1以上を観測した地点のほか、地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u> <u>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</u></p> <p>(キ) 地震情報(推計震度分布) <u>…震度データをもとに、250m四方ごとに…</u></p> <p>(ク) <u>長周期地震動に関する観測情報</u> <u>震度3以上を観測した場合に発表する情報。高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発</u></p>	<p>合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報(警報)を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。</p> <p>地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。また、震度5以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。</p> <p>地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる</p> <p>1km 四方ごとに</p> <p>新設</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	95 97	6 通信手段の確保 (1) 県が実施する事項 第3節 広域相互応援活動 第1 基本方針	<p><u>生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。</u></p> <p>カ <u>県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによるテレビ画面情報の送信を行う。(危機管理部、警察本部)</u></p> <p><u>①地震発生時の震央地名の区域が「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</u></p> <p><u>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表される可能性がある場合</u></p> <p><u>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u></p> <p><u>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定)</u></p>	<p>県(警察)有ヘリコプター</p> <p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他の東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>→「首都直下型地震応急対策活動要領(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正)</p> <p>→「首都直下型地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ)</p> <p>中央防災会議幹事会申合せ ↓ 修正 決定、令和4年6月改定</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	106	第11節 第3 1 避難指示 (2) 実施計画 ウ 避難指示及び報告	(イ) 伊那警察署の行う措置 a 指示 (c) …必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 居住者、滞在者… …避難のために立ち退 き <u>又は緊急安全確保措置</u> を指示する。	追記	
	113	4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画 ア 町が実施する計画	(カ) <u>f 避難所運営について専門性を有したNPO 等の外部支援者</u> (サ) …感染症対策のため、 <u>受付時の確認、避難者 の…努めるものとする。また、自宅療養者等が指 定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペ ース等での受け入れを適切に行うものとする。</u>	新設 追記	
	117	地区別避難予定場所	<u>箕輪町防災交流施設</u>	新設	
震災	178	第6章 南海トラフ地 震に関する事前対策活 動 第1節 総則	第1 目的…南海トラフ地震臨時情報が発表され た場合 <u>後発地震に備えるために</u> 取るべき対策を…	追記	県の地域防災計画に合わせて 修正
	182	第3 防災関係機関	3 南海トラフ <u>地震</u> 臨時情報(巨大地震警戒)…	追記	
	183	第3節 情報の収集 3 勤務時間外…	第1 南海トラフ <u>地震</u> 臨時情報発表時の伝達 (3)…なお、南海トラフ <u>地震</u> 臨時情報…	追記 追記	
	184	第2 応急対策実施…	…相互に連絡を取り、南海トラフ <u>地震</u> 臨時情報…	追記	
	185	第4節 広報活動 第2 活動の内容	イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)… (オ) <u>後発地震に備えるための基本的な防災対応</u>	新設	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	186	<p>1 県が実施する計画 (1) 広報内容</p> <p>3 防災関係機関が実施する計画</p>	<p><u>日頃から地震の備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応を取る</u>こと等</p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)… <u>(オ) 後発地震に備えるための基本的な防災対応</u> <u>日頃から地震の備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応を取る</u>こと等</p> <p><u>(参考) 県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて</u> <u>県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震の備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。</u> <u>※「一定期間」の目安</u> <u>・半割れケースの場合「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表から2週間</u> <u>・一部割れケースの場合「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表から1週間</u> <u>・ゆっくりすべりケースの場合「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間</u> <u>ア 住民への防災対応の呼びかけ(第6節、第7節関連)</u> <u>臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)が発表</u></p>	<p>新設</p> <p>新設</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	187	3 防災関係機関が実施する計画	<p><u>された際に住民がとるべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び町は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。</u></p> <p><u>○日常生活を行いつつ、日頃からの地震の備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間でできるだけ安全な防災行動をとること。</u></p> <p><u>○「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。</u></p> <p><u>・土砂災害に対する防災対応</u> <u>土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。</u></p> <p><u>・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応</u> <u>耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。</u></p> <p><u>イ 観光客への防災対応の呼びかけ(第7節関連)</u> <u>推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。</u></p> <p><u>ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ(第7節関連)</u> <u>住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。</u></p> <p><u>エ 企業等への防災対応の呼びかけ(第8節関連)</u></p>	新設	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	187	3 防災関係機関が実施する計画	<p><u>日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。そのため、以下の対策を行う。</u></p> <p><u>※南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのよう</u> <u>に継続するか検討する。</u></p> <p><u>※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。</u></p> <p><u>※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員等の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。</u></p>	新設	
	192	第7節 住民の防災…	第2 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施…	追記	
	196	第9節 防災関係機…	第1 基本方針 …南海トラフ地震臨時情報…	追記	
	198	第2 活動の内容 6 防災関係機関が自ら行う道路、河川その他の施設に関する対策	<p><u>県及び町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県または町以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。</u></p> <p><u>(1) 防災上重要な施設に関する対策</u></p>	<p>(1) 県及び町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において道路管理上必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県及び町は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</p>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	199	<p>第2 活動の内容</p> <p>6 防災関係機関が自ら行う道路、河川その他の施設に関する対策</p>	<p><u>県及び町は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設(災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの)について、その機能を果たすため、体制を整えとともに、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>7 道路等(橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む)【建設部、林務部等】</u></p> <p><u>危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。</u></p> <p><u>イ 河川・ダム</u></p> <p><u>a 河川【建設部】</u></p> <p><u>水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。</u></p> <p><u>b ダム【建設部・企業局】</u></p> <p><u>施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。</u></p> <p><u>ウ ため池・用水路【農政部】</u></p> <p><u>施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。</u></p> <p><u>エ 松本空港【企画振興部】</u></p> <p><u>滑走路閉鎖・空港内への立入規制、空港内の被害状況の把握、エプロンの使用制限等の必要な措置を行う。</u></p> <p><u>オ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】</u></p> <p><u>非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策</u></p>	<p>(2)町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中断の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。</p>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	199	<p>第2 活動の内容</p> <p>6 防災関係機関が自ら行う道路、河川その他の施設に関する対策</p>	<p><u>本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。</u></p> <p><u>(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策</u></p> <p><u>学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 入場者等への情報伝達</u> <u>・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置</u> <u>・ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置</u> <u>・ 出火防止措置</u> <u>・ 水、食料等の備蓄</u> <u>・ 消防設備の点検、整備</u> <u>・ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備</u> <p><u>また、以下のとおり核施設の管理上の措置を行うものとする。</u></p> <p><u>7 県立高等学校・特別支援学校等【県教育委員会】</u></p> <p><u>日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。なお、「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたときは、次の対応とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、</u> 		

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災		<p>第2 活動の内容</p> <p>6 防災関係機関が自ら行う道路、河川その他の施設に関する対策</p>	<p><u>原則臨時休校とする(1週間程度)。</u></p> <p><u>・上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。</u></p> <p><u>イ 県立学校【県教育委員会以外の各部局が所管する学校等】</u></p> <p><u>後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。</u></p> <p><u>ウ 保育園、小・中学校等(市町村等所管)</u></p> <p><u>児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。</u></p> <p><u>エ 社会福祉施設【健康福祉部】</u></p> <p><u>重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者などについて、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。</u></p> <p><u>オ 病院・診療所等【健康福祉部】</u></p> <p><u>患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。</u></p> <p><u>カ 上下水道施設【企業局、環境部】</u></p> <p><u>処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。</u></p> <p><u>キ 警察本部の所管する施設【警察署、警察学校、運転免許センター等】</u></p> <p><u>車両、資機材の被災を防止する措置を行うとともに</u></p>		

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
震災	201	<p>第2 活動の内容</p> <p>6 防災関係機関が自ら行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</p>	<p><u>に、非常用発電装置の点検、来庁者に対する安全確保のための必要な措置を行う。</u></p> <p><u>(3) 工事中の公共施設、建築物、その他【各部局】後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び町は、南海トラフ<u>地震</u>臨時情報…</p>	追記	

【その他対策編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
その他	2	雪害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強い地域づくり 第3 計画の内容 1 雪害に強い町づくり (2) 実施計画	7 【 <u>県</u> 及び町が実施する計画】 <u>(7) 県、町及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u>	追記 新設 (7)→(イ) (イ)→(ウ) (ウ)→(エ) (エ)→(オ) (オ)→(カ)	国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正
	7	11 雪害に関する知識の普及・啓発 (2) 実施計画 7 町が実施する計画	(7) 降雪時の適切な活動 <u>や除雪作業の危険性と対応策等</u> について… <u>(イ) 豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排電の安全を確保するための装備の普及、充電に係る技術の普及等を図るものとする。</u>	追記 新設 (イ)→(ウ) (ウ)→(エ) (エ)→(オ)	
その他	29	航空災害対策編 第1章 災害予防計画 第3 1 情報収集・連絡体制… 7 関係機関が実施する計画	第3 <u>計画</u> の内容 (7) …運行状況について、東京空港事務所との連携により可能な限り把握に努める… …整備を図る。 <u>(東京航空局)</u>	第3 活動の内容 (国土交通省東京航空局松本空港出張所(以下「CAB」(Civil Aviation Bureau)という。))	国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
その他	37	第3 活動の内容 航空災害における連絡体制	<u>東京航空局</u>	CAB(国土交通省東京航空局松本空港出張所)	
その他	68	鉄道災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第5節 関係者等への…	上伊那地域振興局 TEL 0265 - 76 - <u>6803</u>	TEL 0265 - 76 - 6802	誤記の修正
その他	113	原子力災害対策編 第3章 災害応急対策 第4節 モニタリング等	2 放射 <u>性物質</u> 濃度の測定 (1)…あらかじめ定めた放射 <u>性物質</u> 濃度測定… (2)…により放射 <u>性物質</u> 濃度の測定を実施…	放射能濃度の測定 同上 同上	国の防災基本計画及び 県の地域防災計画に合 わせて修正
	115	第7節 屋内退避、避難… 1 住民等への情報伝達…	(2)…なお、「原子力災害対策指針(最終改定日 <u>令和4年7月6日</u>)…	令和2年10月28日	時点の修正
	116	2 広域避難活動	<u>(7) 県及び町は、必要に応じ、国(原子力規制委員会等)の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し、避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</u>	新設	
	117	第9節 飲料水・飲食物… 3 飲料水摂取制限に…	(原子力災害対策指針(<u>令和4年7月6日</u>)より)	(令和2年10月28日)	

【資料編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
資料編	資料 1	災害発生時に係わる箕輪町の活動体制	新型インフルエンザ等	追記	名称の追加
	資料 2	配備態勢と体制基準	総務課 課長 <u>2</u> D X 推進係員 <u>1</u> <u>ゼロカーボン推進係員 2</u> <u>森ビジョン推進係長</u> 総務課 課長 <u>2</u>	総務課 課長 1 D X 推進係 新設 未来農戦略係長 総務課 課長 1	各部の事務分掌の修正
	資料 3	災害対策本部組織図 統括グループ	(総務部) <u>付・ゼロカーボン推進室長</u> (総務班) <u>※ゼロカーボン推進係長(兼務)</u> (企画振興部) <u>付・みのわの魅力発信室長</u> <u>広報・交流推進班</u> <u>移住定住推進班</u> 移住定住推進係長(兼務)	新設 新設	
		土木グループ	建設工事班 <u>建設工事係長(兼務)</u> 水道工事班 <u>水道工事係長(兼務)</u> (みどりの戦略部) <u>農業委員会事務局</u> (未来農戦略班) <u>未来農戦略係長(兼務)</u> 森ビジョン推進係長	※班に格上げ 未来農戦略係長 森ビジョン推進係長(兼務)	
		教育グループ	<u>教育D X 推進班</u> <u>教育D X 推進係長(兼務)</u>	学校班 新設	
				子ども相談室班 子ども相談室係長	削除

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
資料編	資料 3		(文化スポーツ部) <u>文化スポーツ生涯学習係班</u> <u>スポーツ振興班</u> <u>公民館主事、図書館係長、郷土博物館係長</u>	※班に格上げ	
	資料 4	本部室及び各部の所掌事務 統括グループ	総務課(18人) 企画振興課(15人)	総務課(16人) 企画振興課(14人)	
		担当課等の人稱 総務班	<u>ゼロカーボン推進室長 1</u> <u>ゼロカーボン推進係員(2) 7</u>	新設 新設 5	
		総務部事務分掌	<u>11 情報通信に関すること</u>	新設	
		企画振興部	<u>広報・交流推進副班長</u> <u>広報・交流推進係長 係員(2) 3</u> <u>移住定住推進係長 係員(2) 3</u>	新設 (兼務)係員(2) 2 (兼務)係員(2) 2	
		住民グループ	福祉課(15人) 健康推進課(14人) 税務課(8人) <u>※保健師にあつては教育グループの保健師と連携する。</u>	福祉課(13人) 健康推進課(16人) 税務課(9人) 追記	
		福祉部(社会福祉班)	<u>副班長 社会福祉担当係長</u> <u>高齢者あんしん係員(2) 3</u>	2	
		福祉部(介護福祉班)	介護保険係長 係員(1) 2	介護保険担当係長 3	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
資料編	資料 4	健康推進部	健康づくり支援係員(3) 保健師(4) 10	健康づくり支援係員(4) 保健師(5) -12	
		健康推進部事務分掌	11 医療支援物資の受け・保管… 12 避難所健康支援に関すること。	11 支援物資の受け入れ・保管… 12 避難所運営支援に関すること。	
		土木グループ	みどりの戦略課(9人)	みどりの戦略課(10人)	
		建設部	(兼務) 係員(3) 3	建設工事副班長 建設工事係長 係員(2) 4	
		水道部	(兼務) 係員(4)	水道工事係長 係員(3)	
		みどりの戦略部	森ビジョン推進係員(1) 2	森ビジョン推進係員(2) 3	
		商工観光部		観光協会事務局班—観光協会事務局 長	
		教育グループ	小・中学校(4人) 子ども未来課(14人) 各保育園(52人) 文化スポーツ課(10人) <u>※保健師にあつては住民グループの保健 師と連携する。</u>	小・中学校(5人) 子ども未来課(12人) 各保育園(49人) 文化スポーツ課(8人) 新設	
		学校教育部	教育総務班との情報連絡に関すること	学校対策班	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備 考
資料編	資料 4	子ども部	保育園職員 <u>(3)</u> 北小学校 栄養士 <u>1</u> 子育て支援担当係長 (2) 係員 <u>(4)</u> 保健師 <u>(3)</u> <u>9</u> 子ども部 沢保育園 主任保育士 <u>2</u> 保育士 <u>5</u> 上古田保育園 <u>主任保育士 1</u> 木下保育園 保育士 <u>6</u> 三日町保育園 保育士 <u>1</u> 若草園 保育士 <u>2</u>	栄養士 (1) 2 係員 (3) 保健師 (1) 7 主任保育士 4 保育士 6 新規 保育士 7 保育士 2 主任保育士	
	資料 4-2 別添 1	文化スポーツ部 天竜川・伊那富水位観測所付近 の断面図参照～避難情報の発 令基準	図書館副館長 <u>スポーツ振興係長</u> <u>スポーツ振興担当係長</u> 避難判断水位 <u>2.6メートル</u> 氾濫危険水位 <u>3.1メートル</u>	図書館参事 新規 新規 避難危険水位 2.4メートル 氾濫危険水位 2.6メートル	令和6年4月1日から 変更
資料編	資料 13	箕輪町薬剤師会名簿	<u>会長</u> 酒井 勉 いろどり薬局 <u>曾根川 元治 みのわ薬局 三日町 969 - 3 98 - 9436</u>	変更 新規会員	会長の変更 新規会員の追加